

レインボーフェスタ！実行委員会規約（最終改定：2018年1月28日）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、「レインボーフェスタ！実行委員会」と称する。

（事業年度）

第2条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、性のあり方の多様性を社会に発信し、もって社会の豊かさに貢献することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 「レインボーフェスタ！」の開催。
- （2） 「関西レインボーパレード」の開催。
- （3） その他、前条の目的達成に必要な事業に関する事。

（情報の取り扱い）

第5条 本会は、収集した個人および団体・企業の情報を厳正に管理し、前条に定める目的の外には使用しない。漏えい・紛失・目的外利用のあった場合は、速やかにその事実を該当の個人および団体・企業に通知する。

## 第3章 会員

（会員）

第6条 本会は、第3条に定める目的に賛同する個人によって構成する。

2 本会会員は、「レインボーフェスタ！」、および、「関西レインボーパレード」開催に係る業務を分担・協力して行う義務を有する。

3 前号の業務に係る費用は実費弁償とし、報酬は支払わない。

（入退会）

第7条 本会の入退会は個人の自由意志で決定し、事務局に届け出ることにより効力を生ずる。

2 （1）前号の規定にかかわらず、新規に入会を希望する者について、現に会員であるもの

のうち5名以上より疑義が生じた場合は、本会は入会届を保留し、拒絶することができる。

(2) 前号の規定にかかわらず、新規に入会を希望する者について、「暴力団員、または、暴力団と密接に関係する者の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）」第2条に規定する暴力団員、または、暴力団と密接に関係する者である場合、本会は入会を拒絶する。既に会員である者についても入会日に遡って本項を準用する。

3 前号の規定に基づいて入会を拒絶した場合、本会はその事由について公開するものとする。

4 本会の会員期限は、入会した年度の末日とし、会員期限の切れた会員については自動的に退会したものとする。

5 前号の会員期限については、別途事務局に申し出ることによって翌年度末まで延長することができる。延長の回数については制限を設けない。

#### (懲戒)

第8条 本会は、会員の非違行為について別途定めるガイドラインに沿って懲戒処分を行う。

### 第4章 総会

#### (総会)

第9条 総会は、毎年度1回開催する。会員のうち3名以上の者が、会議の目的たる事項を示して、臨時総会の開催を請求したときは、すみやかに臨時総会を開催する。

2 総会および臨時総会の招集、および議事進行については事務局がその業務を担当する。

#### (総会の成立)

第10条 総会は、総会員の過半数以上の出席をもって成立するものとする。

2 あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなすものとする。

#### (総会の審議事項)

第11条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (4) 役員を選出に関すること。
- (5) その他総会において必要と認める事項。

2 定時総会で議決を得た収支決算は、遅滞なく公開するものとする。

#### (総会の議決)

第12条 総会における議事の決定は出席者の議決権の過半数を持って決する。ただし、前条

(1)の規約の制定および改廃、及び総会において重要と認める議事については、出席者の議決権の3分の2以上を要する。

## 第5章 機関

### (役員)

第13条 本会の業務を円滑に運営するため、次の役員を置く。

(1) 共同代表(1名以上)

(2) 事務局長(1名)

2 共同代表は、委員会の定めるところにより、共同して本会の代表権を行使する。やむを得ず、委員会の決定によらず代表権を行使した場合、速やかに委員会に報告し、承認を得るものとする。

3 前号の規定にかかわらず、共同代表は協議の上、単名で代表権を行使することが出来る。

4 事務局長は、本会の事務業務を掌理する。

5 いずれかの役員に事故欠員あるときは残余の役員が共同して、臨時に、その職務を代理する。

6 いずれの役員も事故欠員あるときは、実行委員会において対応を協議する。

7 役員報酬は、支払わない。

### (役員を選出)

第14条 役員を選出は、総会において定める方法によって、会員の内より互選にて選出する。

### (事務局)

第15条 本会は、運営に必要な事務処理を行うために事務局を設置する。

2 事務局長は事務処理に必要な会計責任者、および事務局員を選任し、委員会に報告する。

## 第5章 解散

### (解散)

第16条 本会を解散しようとするときは、総会において参加者の議決権の3分の2以上の決を経て、かつ、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

### (残余財産)

第17条 本会が解散したときに残存する財産は、総会において参加者の議決権の4分の3以上の決を経てその帰属先を決定するものとする。

2 その他、本会が解散した時の残務処理は、総会においてこれを決定する。

## 第6章 雑則

### (細則)

第18条 この規約の施行について必要な細則は、総会において適宜審議し決定する。

#### 附則

この規約は、平成25年5月19日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成29年1月1日から施行する。平成28年度の終期を平成28年12月31日とする。

#### 附則

この改正は、平成30年1月1日から施行する。